

第4次 佐渡市地産地消推進計画



令和7年3月
佐渡市

はじめに

第1章 第4次計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
4. 基本理念（佐渡市地産地消推進条例第3条 抜粋）・・・・・・ 2

第2章 第3次佐渡市地産地消推進計画の検証

1. 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興・・・・・・・・ 3
2. 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進・・・・・・・・ 4
3. 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物及び加工品の利用促進・・・・・・ 5
4. 公共施設等における佐渡産農林水産物の利用促進・・・・・・ 5
5. 6次産業化・農商工連携等による地場産業の活性化・・・・・・ 6
6. 食育の推進と伝統料理の継承・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. 地産外消の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 農林水産業の現状

1. 農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 水産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. 現状から見える課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. 内外の諸情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 第4次佐渡市地産地消推進計画の基本方針と具体的な施策

1. 課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
2. 評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
3. 第4次計画の基本方針と具体的な施策・・・・・・・・・・・・ 17
 - ◇基本方針1：生産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ～安全で安心な農林水産物の供給～
 - ◇基本方針2：加工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ～地域農産物のフル活用～
 - ◇基本方針3：流通・販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ～地域内流通の仕組みづくりと販路の確保～
 - ◇基本方針4：普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ～生産者と消費者の相互理解の促進～

【資料】用語説明

【参考】和暦表記と西暦表記の対照表

はじめに

第 1 章

第 4 次計画の策定にあたって



計画策定の趣旨

佐渡市は、平成 16 年 3 月に 1 市 9 町村が合併し、令和 6 年に市制施行 20 周年となりました。平成 21 年に「佐渡市地産地消推進条例」を制定し、この条例に基づき、地域内の地産地消を計画的に推進するため、平成 22 年 3 月に「佐渡市地産地消推進計画（以下「計画」という。）を、平成 27 年 3 月に第 2 次計画、令和 2 年 3 月に第 3 次計画を策定し、消費者ニーズに対応した農林水産物の生産者と地元の農林水産物を消費する消費者双方が信頼関係を構築し、「持続可能な仕組みづくり」と「佐渡を元気にする」ための取組に努めてきました。

このたび、第 3 次計画が令和 6 年度をもって終了することから、これまでの取組の成果を検証するとともに、25 年ぶりに大幅な改正となった「食料・農業・農村基本法」（令和 6 年 5 月 29 日改正法案成立）も踏まえ第 4 次計画を策定します。



計画の位置づけ

この計画は、「佐渡市地産地消推進条例」第 15 条に定める地産地消推進計画及び地域資源を活用した農林漁業者などによる新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 41 条に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画として位置づけ、「食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月閣議決定）」をはじめ、新潟県の「にいがた AFF リーディングプラン（令和 5 年 3 月改訂）」等を踏まえ、「佐渡市総合計画」、「第 2 期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「佐渡市食育推進計画」との整合性を図り策定するものです。



計画期間

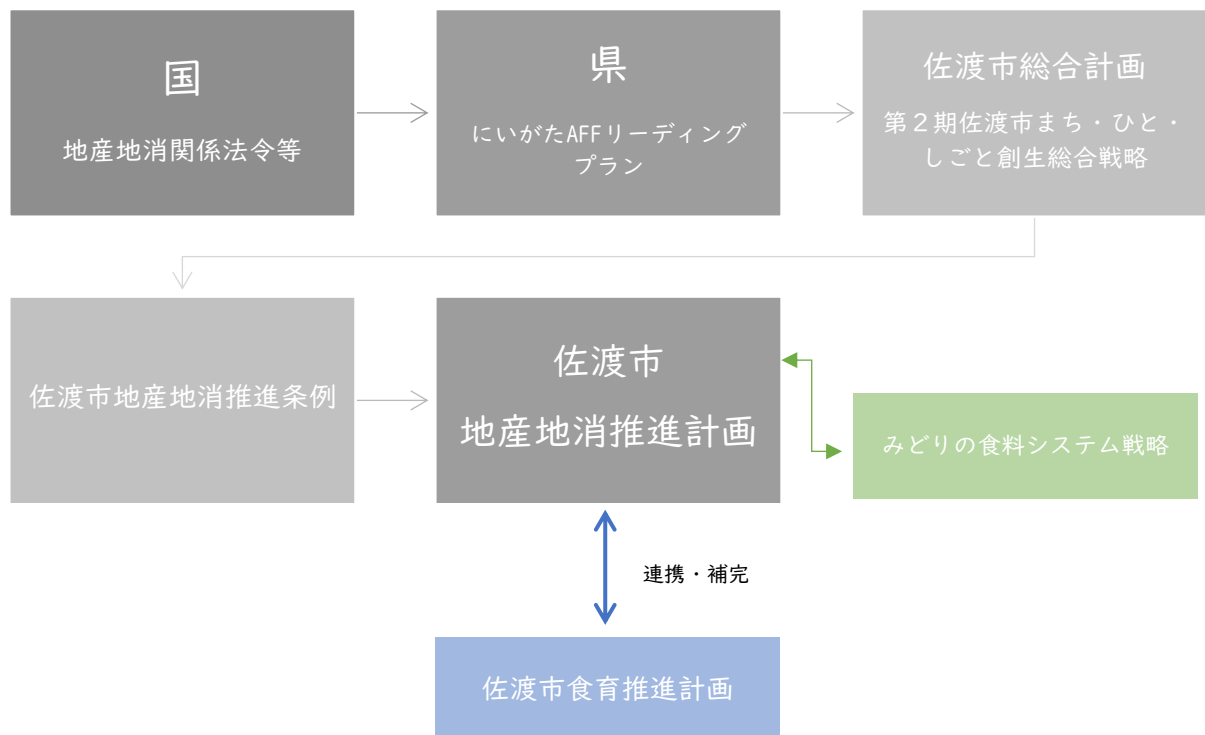
この計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。ただし、「佐渡市食育推進計画」の見直しの期間との整合性を図るため、令和 12 年度まで延長する場合があります。



4 基本理念（佐渡市地産地消推進条例第3条 抜粋）

- (1) 市、生産者、消費者及び事業者が連携し、佐渡の農林水産業及び農林水産物等の情報を共有化することにより信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、及び協力すること。
- (2) 環境と人・経済の共生する佐渡を形成していく上で欠くことのできない食の安全性を確保し、自然環境を保全し、地域経済を活性化させ、及び人の健康が維持されるようにすること。
- (3) 佐渡の産業全体が発展し、市民や佐渡に訪れる人々に農林水産物等を十分提供できる環境を整備すること。
- (4) 佐渡市食育推進計画に沿って佐渡の特性に合わせた食育の推進を図ること。
- (5) 生産者及びその後継者が誇り、生きがい、喜び等をもって農林水産業に取り組めるようにするため、佐渡の農林水産業の持つ地域資源を活用して、農林水産業の振興及び農漁村の活性化を図ること。
- (6) 地産地消の推進に関して、市民の意見及び評価を取り入れながら市が施策として取り組むほか、市民の間での自発的な取組を促進すること。

【計画の体系】



第2章

第3次佐渡市地産地消推進計画の検証

この章では、第3次計画で策定された7つの基本方針及び施策の検証を行います。



消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興

(1) 生産者の体制整備と安定供給の推進

- ・農家戸数及び田耕地面積は減少傾向にあります。しかし、農地の集約化等により主食用水稻栽培面積は約5,000haを維持できています。
- ・講習会等へ生産者は意欲的に参加していますが、近年の気候変動の影響もあり、生産量の確保及び高品質生産につながっていません。
- ・新規就農者確保については、農業協同組合や農業振興公社等での研修制度の活用により、一定の成果がありました。
- ・流通体制の整備により、直売所から保育園給食への流通がスムーズになりましたが、十分な集荷スペースが確保できないことや、野菜の生産量が少なく供給量が足りないといった問題も見えてきました。
- ・水産物の市場流通量については、温暖化等による環境変化の影響もあり減少傾向にあります。その中でも環境変化への対応や養殖漁業の推進等により、安定供給に努めました。
- ・消費者ニーズに対応するための情報交換や情報収集の場が不足しています。

(2) 安全・安心で新鮮な農林水産物栽培の促進

- ・農産物の高付加価値化及び販路拡大を図るため、国際水準 GAP 認証等の取得支援を実施し、2団体等が認定を更新しました。しかし、地域全体では GAP 認証がもたらすメリットの認知度が低く、GAP 認証の認知度を向上させ、従業員の意識や意欲を高める取組が求められています。
- ・有機農産物を生産する農業者団体が結成され、保育園給食に提供することができました。引き続き、保育園給食に安全安心な農産物を提供できるよう生産の段階から生産履歴の作成を徹底するなどの管理が必要です。
- ・農業分野においても朱鷺と暮らす郷づくり認証制度を基本として、「ネイチャーポジティブ宣言」を発信し、無農薬無化学肥料栽培米の拡大等から生物多様性を育む佐渡ブランドの強化に取り組みました。引き続き豊かな生物多様性と高い生産技術を育み、農業経営の安定化を目指す必要があります。
- ・農業協同組合が運営する直売所において、出品者には栽培履歴の記帳及び提出を義務付けるなど、生産者意識の向上に努めました。

- (1) イベント・まつりなどを通じた交流の促進
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各種イベントが中止となりました。感染法上の位置づけが5類感染症へ移行後、各種イベントが開催されるが、マンネリ化している面もあり、時勢に対応したイベント開催が求められています。
 - ・全佐渡乾しいたけ品評会は継続して開催し、受賞した高品質な乾燥しいたけを研修会で紹介し、PRにつなげました。
- (2) 学習会等を通じた地産地消の理解
 - ・イベント等を通じた交流会と併せて、地産地消の理解醸成を図るなどの機会の創出が求められています。
 - ・消費者協会との連携による農業者、漁業者との交流会や現地見学会などの開催により農林水産業の理解促進を図りました。
- (3) 佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供
 - ・農林水産物全般において、ホームページ等を活用した情報発信が不足しています。消費者や事業者に向けて旬の地元食材や生産現場を紹介するなどの見直しが必要です。
 - ・情報提供、発信については体系を整理するなど、情報を受け取りやすい環境の整備が求められています。
- (4) 地産地消の取組みの情報提供
 - ・佐渡市ホームページで、佐渡地場産農産物カレンダー、佐渡地場産おさかなカレンダーを公開し、佐渡の野菜と魚介類などの旬の時期をお知らせしました。
- (5) 地産地消推進のための啓発活動
 - ・イベントや学習会、直売所などを通じて、地場産品を積極的に購入する意識や行動の広がりにより、直売所の売上が大きく伸びました。
 - ・コロナ禍であっても、「有機農業の取組」や「お家で手軽に佐渡の食材を取り扱う」などテーマを設けた番組「さどごはん」を放映し、地産地消の啓発を行いました。
- (6) 食品ロス削減のための啓発活動
 - ・「手前の商品から取ってねカード」を作成、配布し、食品ロスの削減の啓発に取り組みました。また、島内の資源循環を意識し、食と環境への意識啓発のため、消費者協会と協働でダンボールコンポストによる生ごみの減量に取り組みました。

3

店舗・直売所等における佐渡産農林水産物及び加工品の利用促進

- (1) 店舗・直売所での佐渡産農林水産物及び加工品の提供強化
 - ・直売所の数は減少傾向にありますが、年間販売額1千万円以上の店舗数は維持となっています。直売所は消費者にとって、新鮮で安全安心な農産物が購入できる場として支持されています。
 - ・計画的な栽培、出荷により、直売所における販売額も上昇傾向にあります。
 - ・スーパーや小売店等において佐渡産コーナーが設置されるなど、地場産物の提供の場が増えてきています。
- (2) ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物及び加工品の利用
 - ・取扱量は増えつつありますが、供給体制や価格等の問題により地場産物以外を利用せざるを得ない状況にあります。
 - ・市内宿泊施設で佐渡番茶をウェルカムドリンクとして、宿泊客に提供するなど地場産物の利用が図られています。
 - ・「食と観光の交流会」や「サドメシランサミット」を開催し、佐渡の農林水産業の生産者と観光事業者が交流、商談する機会を設けました。

4

公共施設等における佐渡産農林水産物の利用促進

- (1) 佐渡産農林水産物の受け入れ体制整備
 - ・学校、保育園給食の佐渡産野菜の使用率は、計画策定時より減少しています。その要因として、必要な量が確保できない・規格がそろわない・配送など様々な問題が見えてきました。一定の規格で量を確保するための生産拡大と民間事業者との連携による流通体制を図るなど、利用率向上に向けた取組が求められます。
 - ・学校、保育園給食の佐渡産水産物利用については、補助制度の活用により概ね目標を達成しました。
- (2) 佐渡産農林水産物の安定供給の推進
 - ・1年を通じて直売所で取り扱うことが可能な農産物を事前に保育園に情報提供し、流通事業者が配達できる体制の構築に取り組みました。
 - ・頑張る佐渡の生産者の逸品を取りそろえ、佐渡の良さを実感してもらうため、佐渡の産直ネット「さどまるしえ」を立ち上げました。
 - ・安定した納品を可能とする品目、品種の選定に加え、納品可能な施設を拡大するなど、地場産物利用率の促進に向けた取組が求められています。

6次産業化・農商工連携等による地場産業の活性化

- (1) 佐渡産農林水産物を活用した加工品（特産物）の開発・利用促進
 - ・各漁業集落と飲食店等が協働し、カキ等の水産加工品を開発しました。さらなる商品開発のほか、販売体制の構築、商品のPRが求められています。
- (2) 農商工連携支援体制の強化
 - ・市内で創業、第二創業を目指す方や、6次産業化、農商工連携に取り組もうとする方、市内中小企業者で設備投資をする方がその目的で融資を受ける際、借入必要額に対する利子相当額の50%を助成し、資金借入に対する負担軽減を図りました。
 - ・飲食店開業等による設備投資、運転資金を目的としたものは令和5年度で4件あり、うち1店舗は本補助金を受け開業した後、サドメシラン認定店となっています。
- (3) 啓発イベントの実施と販売促進
 - ・生産者、飲食店の交流や商談会を開催しました。生産者のイベントへの関わり方が見えない、開催実績が見えてこないなど、開催方法等の見直しが必要です。

食育の推進と伝統料理の継承

- (1) 食育を通じた地産地消の推進
 - ・年間をとおして旬の食材や地場産物を積極的に取り入れ、児童・生徒に知ってもらう機会を創出しました。中でも、「佐渡イチオシ食材」事業において地場産物の生産者取材し、その食材や生産者の声を記事にして給食だよりと市ホームページに掲載しました。また、その月の献立にイチオシ食材を取り入れ、児童・生徒や保護者に生きた食育教材として旬の地場産食材を知ってもらう取組を行いました。
 - 地場産物を使用した「学校給食レシピ紹介」についても、給食だよりと市ホームページに掲載し、保護者や市民に給食を身近に感じてもらえるよう、周知を行いました。
 - ・小中学校に無農薬無化学肥料栽培米を提供し、総合的な学習の時間等を通じて、「生きものを育む農法」や「朱鷺と暮らす郷」認証米の取組を児童・生徒に紹介しました。
 - ・保育園においても、親子クッキング等を実施し、島内で栽培されたお米や野菜を紹介するなど、佐渡の農産物に触れる機会を創出しました。
 - ・健康フェスティバルにおいて、佐渡産食材を使った親子クッキングを実施し、素材の美味しさを伝えました。また、栄養士監修による佐渡産食材を使ったお弁当も販売し、地場産品の普及啓発を行いました。

(2) 佐渡産品を使った伝統料理の継承

- ・小・中・高校生等を対象とした伝統料理の調理実習は、新型コロナウイルス感染症の拡大による会食の制限により実施回数は減少しました。しかし、感染法上の位置づけが5類感染症へ移行後は学校などから健康推進員の派遣依頼が増加傾向にあります。
- ・平成28年3月に発行した伝統料理レシピ集「さどごはん」は、平成29年3月に重版し、家庭における伝統料理の継承と食育の推進だけではなく、口コミにより評判が広がり島外からの購入やレシピの照会が増えています。引き続き、さどごはんの利活用やPRなど積極的に行っていく必要があります。

(3) 「食」と「農」への理解のための農業体験の推進

- ・保育園においては、毎年全園で畑づくりを行い、「食」と「農」の理解を深めました。
- ・小学校を対象にしいたけ栽培の講話や駒打ち体験等の教育活動を実施しました。当該取組や農業体験など全ての学校での実施となっていないため、生産者、新潟県等と連携し実施校を増やす工夫が求められています。
- ・総合的な学習の時間を活用し、佐渡市におけるSDGsの取組から、「農」「林」「水」産業のそれぞれの現場で活躍する人材を講師に、食と農と環境の教育を実施しました。

7

地産外消の促進

(1) 地産外消の推進

- ・販路拡大や佐渡のファンづくりにつなげる取組として、佐渡産の食材を積極的に取り扱う市内外の飲食店等を「サドメシラン」に認定しています。認定店舗の数値目標は達成しましたが、島内における認定店舗は少ない状況にあります。世界文化遺産に登録されたことで今後は観光客の増加が見込まれるため、島内認定店舗の拡大に加え、観光客に向けた事業の周知が必要です。
- ・サドメシラン認定店舗には、店舗名が彫り込まれた佐渡の木材（アテビ）を使用したプレート进行贈り、店舗情報を佐渡市ホームページにて公開しています。
- ・サドメシラン事業は平成26年度からスタートしており、現在累計で認定されている店舗が135店舗（令和7年3月7日時点）となっています。
- ・世界農業遺産（GIAHS）マークの活用については、認知度不足と周知不足により目標未達成となりました。地域のブランド推進と併せた情報発信が必要です。
- ・「佐渡島の金山」世界文化遺産登録は、本市の魅力を向上させ、県内外からの誘客や佐渡産品の販売促進につなげる絶好の機会です。その登録の前に、島内事業



者の意識醸成や一体感の創出を図るため、登録応援企画として「佐渡金銀山商品開発プロジェクト」で統一デザインを活用した商品提案と販売PRを実施しました。

【参考】

佐渡金銀山商品開発プロジェクトデザイン



第3章

農林水産業の現状

佐渡市地産地消推進条例では、生産者の役割として、安全で安心な農林水産物の生産、安定供給に努めるものとされています。本市の農林水産業の現状を把握し、今後の推進計画の課題について検討します。

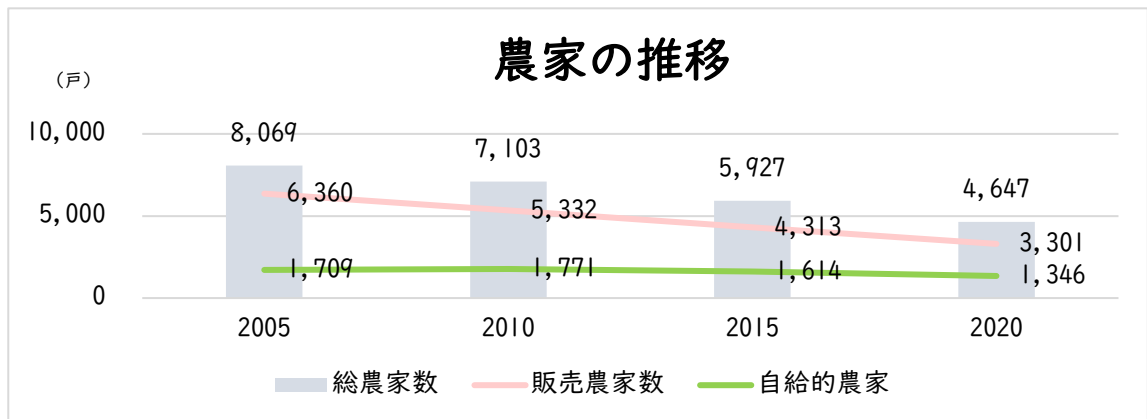


農業

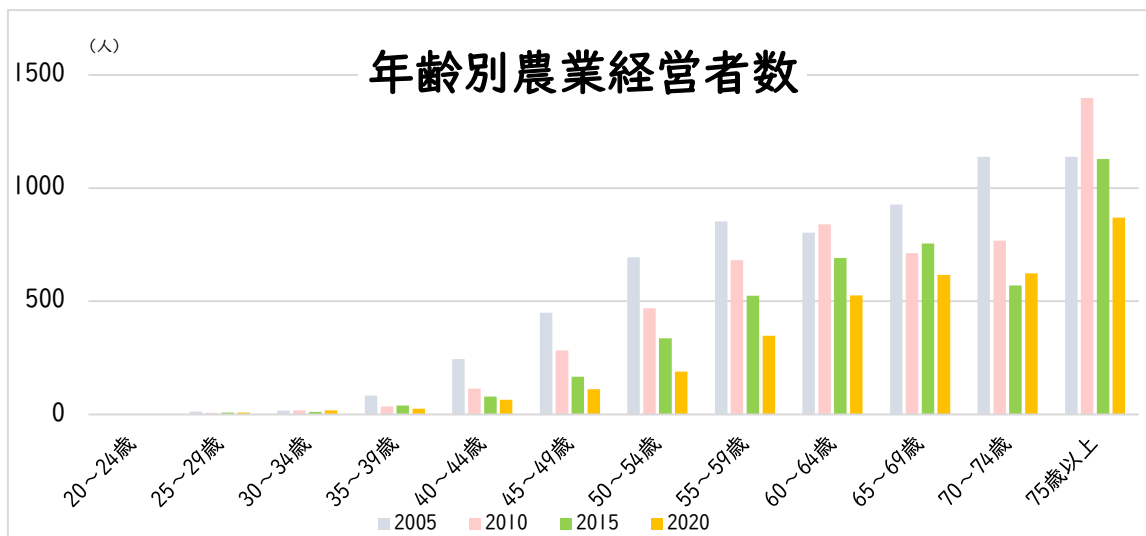
(1) 農家の推移（出典：農林業センサス）

（戸）

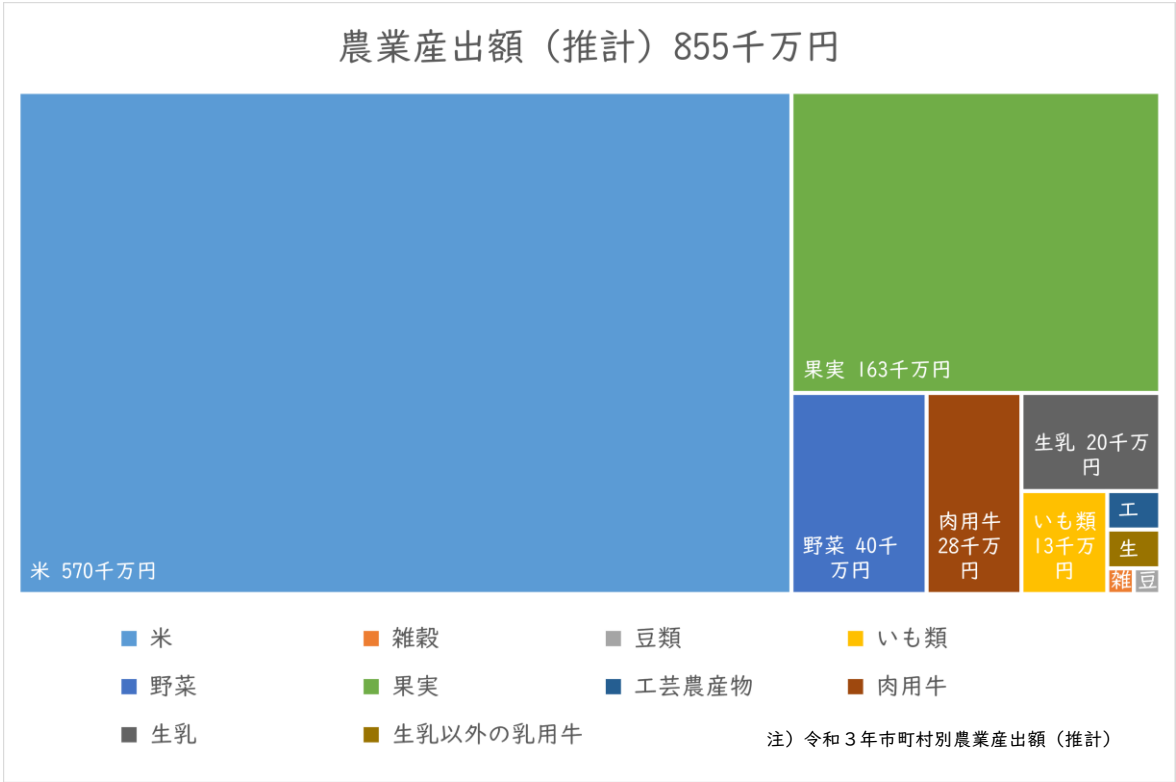
	総農家数	販売農家数	自給的農家
2005	8,069	6,360	1,709
2010	7,103	5,332	1,771
2015	5,927	4,313	1,614
2020	4,647	3,301	1,346



(2) 年齢別農業経営者数（出典：農林業センサス）

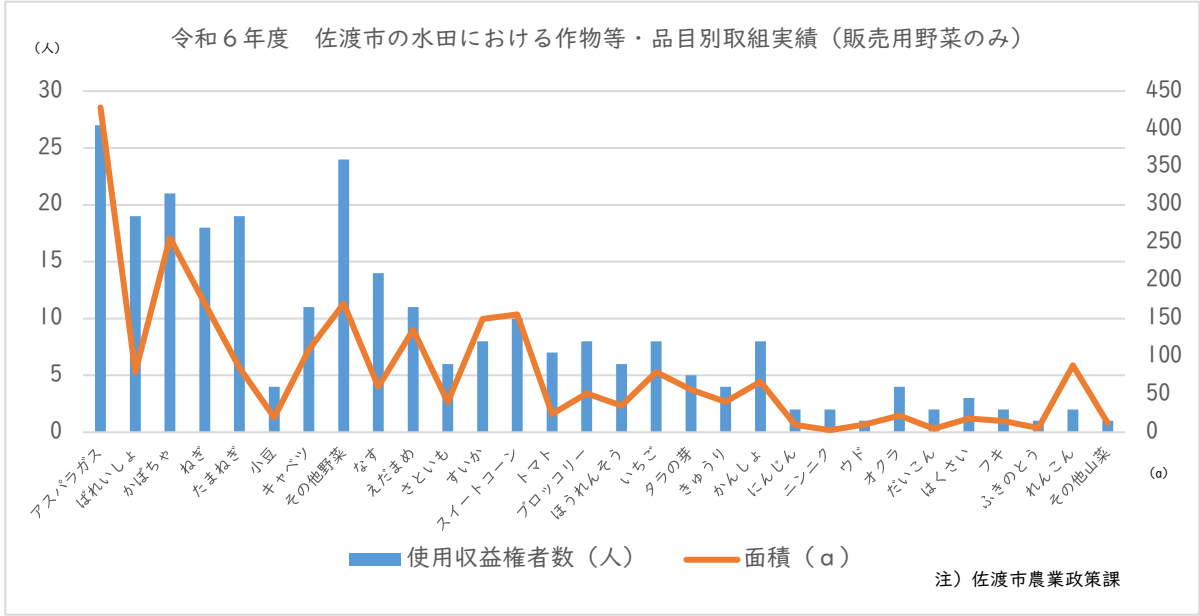


(3) 農業産出額（推計）



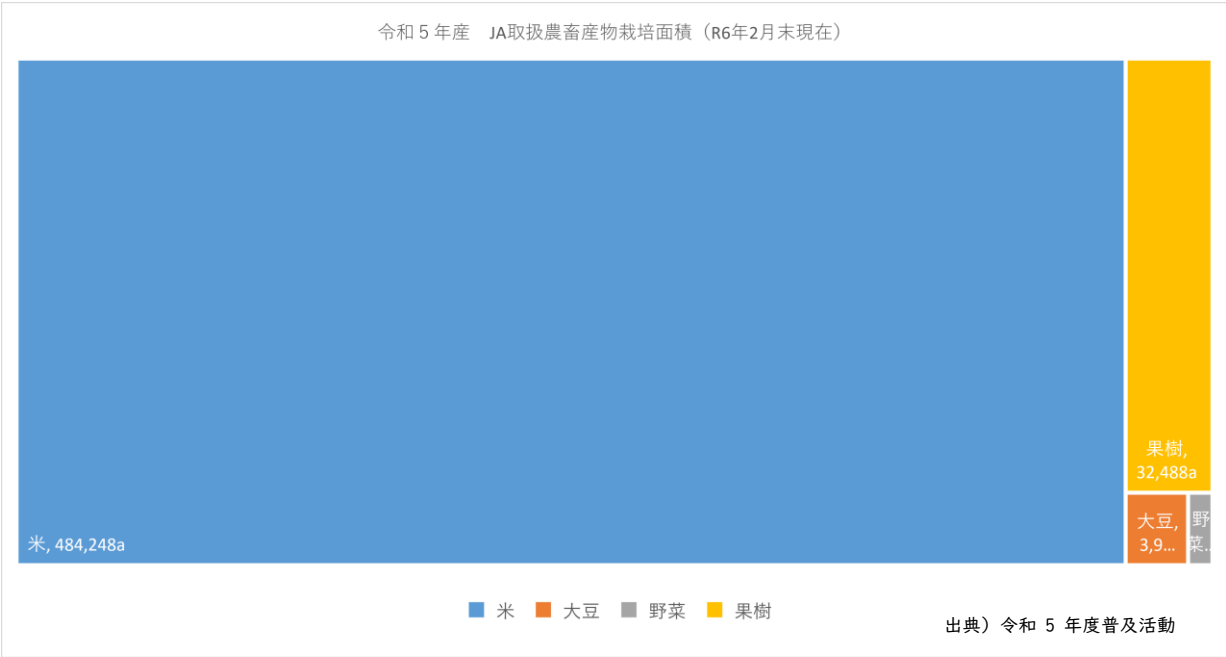
農業産出額は米の次に果実が高くなっています。野菜については全体の4%となっています。

(4) 令和6年度 佐渡市の水田における作物等・品目別取組実績（販売用野菜のみ）



水田における販売用野菜は、園芸重点品目であるアスパラガスの作付面積が多く、給食で使用率の高いはれいしょ、にんじん、たまねぎの作付面積は1ha未満となっています。

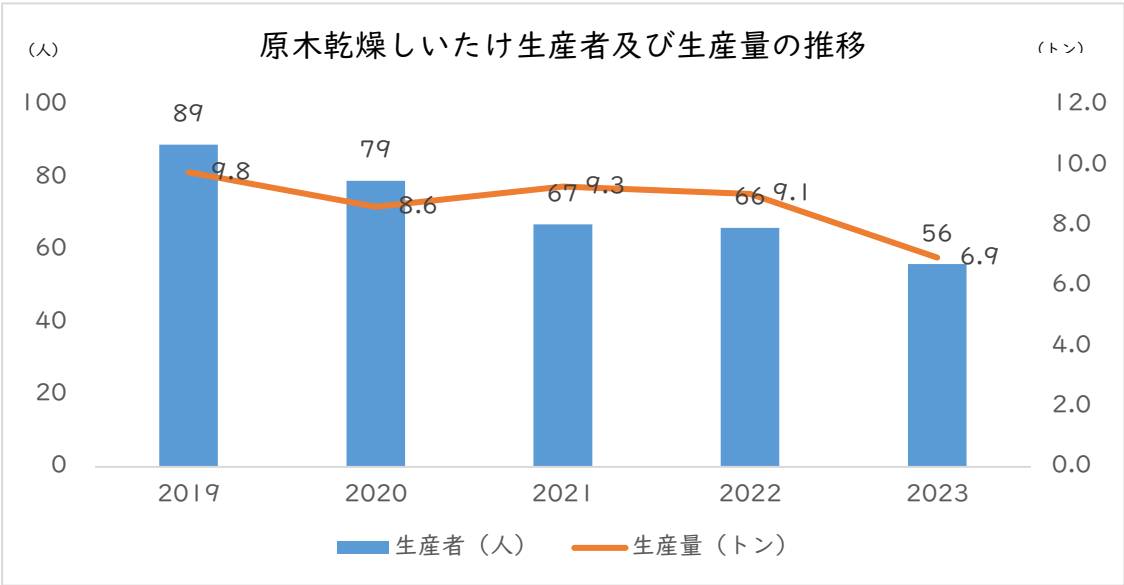
(5) 令和5年産 JA取扱農畜産物栽培面積（R6年2月末現在）



林業

(I) 原木乾燥しいたけ生産者及び生産量の推移（出典：農林水産振興課）

	生産者（人）	生産量（トン）
2019	89	9.8
2020	79	8.6
2021	67	9.3
2022	66	9.1
2023	56	6.9

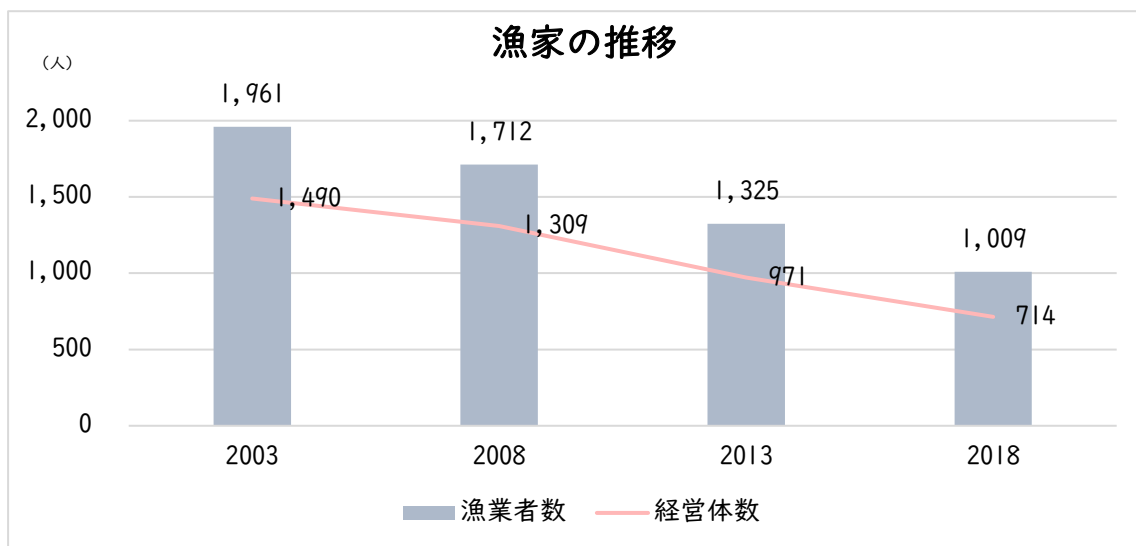




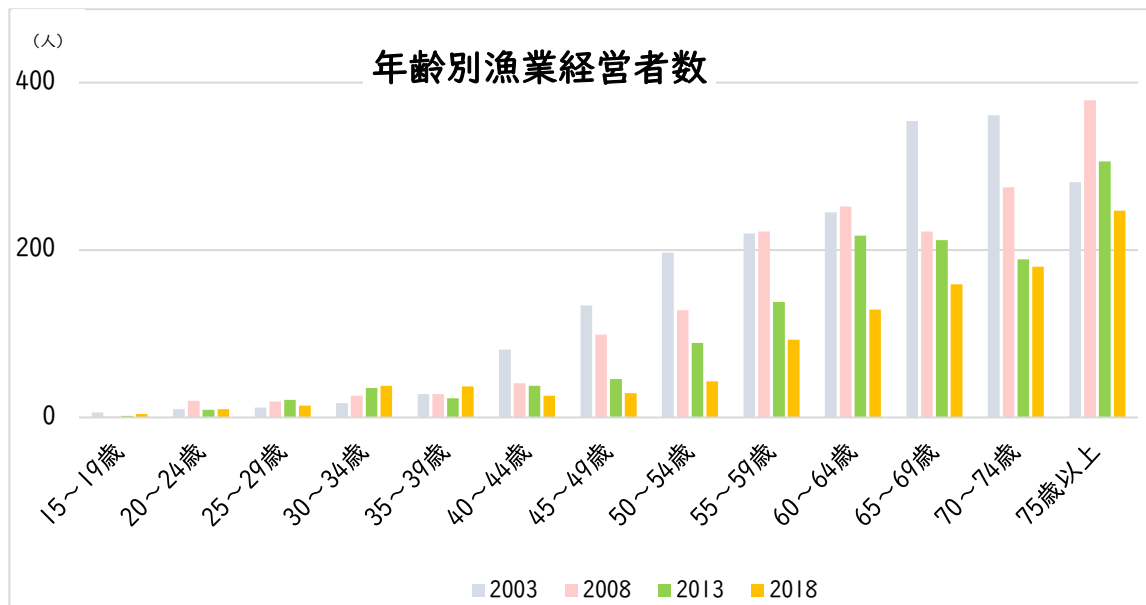
水産業

(1) 漁家の推移（出典：漁業センサス）

	総漁家数	経営体数
2003	1,961	1,490
2008	1,712	1,309
2013	1,325	971
2018	1,009	714



(2) 年齢別漁業経営者数（出典：漁業センサス）



(1) 従事者の高齢化

農林水産業の従事者は年々減少しています。また、高齢化も進んでおり、特に農業従事者は75歳以上が一番多い状態が続いています。将来人口推計では、2030年には老年人口が生産年齢人口を上回る予測となっており、生産年齢人口の従事者を確保する対策が必要です。

(2) 担い手不足

生産年齢人口の従事者が不足しています。将来の一次産業の担い手不足から、地場産品の供給力が低下し、量を確保していくことが困難になることが見込まれます。

(3) 園芸農産物の生産拡大

園芸生産団地造成の検討をすすめ、施設園芸、露地栽培の団地化や担い手の組織化等を含めた体制づくりにより、域外から購入している物を、域内の供給に切り替えることで、域外の生産額を域内に置き換えていく取組が求められます。

特用林産物は乾燥しいたけ、生しいたけ、竹材及び木炭等があり、特に原木乾燥しいたけは地域の重要な産業となっていますが、生産者の高齢化等により生産量は年間およそ6.9トンに落ち込んでいます。

これらの課題を解決するためには、スマート農業の推進、農地や経営の大規模化、農産物のブランド化、農地の有効活用、産業を越えた労働力の有効活用や半農半Xの推進など「みんなが一次産業に関わること」で持続可能な農林水産業、農村の維持に努めていく必要があります。

我が国の農業は、経済・社会において重要な役割を果たしていますが、農林水産業の従事者は高齢化が著しく、減少に歯止めがきかない状態です。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰により経営に大きな影響を与え、持続可能な農業構造の実現に向けた取組が重要になっています。

一方で「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）が施行され、この法律に基づき、農林水産業においては、環境負荷低減農業を促進するとともに、温室効果ガス削減に取り組むことが求められています。具体的には、2050年までに化学農薬使用量を50%、化学肥料使用量を30%削減し、耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大することを目標としています。

これらに従い、食料安全保障の観点から食料自給率の向上を図るとともに、環境保全を意識した安全安心な農産物の生産に取り組むことも求められています。

また、地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することを、生産者だけではなく、消費者や事業者も理解したうえで引き続き進めていく必要があります。

【参考】

佐渡市伝統料理レシピ集

四季折々、郷土の味「さどごはん」



第4章

第4次佐渡市地産地消推進計画の基本方針と具体的な施策

この章では、第2章「第3次佐渡市地産地消推進計画の検証」結果と第3章「農林水産業の現状」での課題を整理し、第4次計画の基本方針を定め、これに基づく計画を策定します。



課題の整理

(1) 第3次計画の佐渡市が目指す目標の達成状況

《佐渡市が目指す目標》

目標	平成30年度 実績	令和5年度		達成状況
		計画	実績	
学校給食での佐渡産野菜使用率	22.2%	30%	16.4%	×
学校給食での佐渡産水産物使用率	25.7%	30%	29.2%	△
市民の地産地消の意味や取組の理解度	93%	100%	-	-
市立保育園給食での佐渡産野菜使用率	11.1%	30%	10.6%	×
市立保育園給食での佐渡産水産物使用率	16.6%	35%	22.1%	×

(2) 農林水産業の現状把握（再掲）

項目	過去値	最新値	傾向
（農業）農家の推移	5,927（2015年）	4,647（2020年）	▽
（林業）原木乾燥しいたけ生産者	89（2019年）	56（2023年）	▽
（水産）漁家の推移	1,325（2013年）	1,009（2018年）	▽

（従来計画）

- (1) 地域の消費者ニーズを的確に捉えて生産を行う取組
- (2) 地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組

（新計画）

- (1) 農林水産物を多消する取組（島内外の消費者への販売及び食品加工含む）
- (2) 島外産を積極的に佐渡産に置き換える取組
- (3) 食と農をつなぐ食料システムの連携を促進する取組
- (4) 有機農産物の生産と使用を促進する取組

新計画では、以下の政策を講じることとします。

- ①地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備
- ②地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給
- ③直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進
- ④学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
- ⑤地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進
- ⑥人材の育成等
- ⑦調査研究の実施等
- ⑧多様な主体の連携等（推進会議等の開催）
- ⑨地域の理解と関心の増進

2

評価

(1) 評価の高い項目

- ・実証として、民間事業者と連携し保育園へ地場産物を届ける流通体制づくりに取り組み、当該実証を行った保育園においては、佐渡産野菜使用率が大幅に増加し、生産者と実需者をマッチングすることで、成果が現れてきています。
- ・島内の小・中学校に無農薬無化学肥料栽培米の提供を行い、児童・生徒に有機農業や地場産の食材について理解を深めてもらいました。
- ・保育園では、年長児と保護者を対象に毎年テーマを決めて食育に取り組みました。生産者や地域社会の連携を通じて、食の大切さや楽しさを学び、健康的な食習慣を身につけることが期待されます。
- ・将来的には持続可能な事業の形成が重要となりますが、学校、保育園給食での佐渡産水産物使用率は、補助制度の活用もあり概ね目標を達成しました。

(2) 評価の低い項目

- ・学校、保育園給食での佐渡産野菜使用率は、前計画最終年度実績を下回る結果となりました。今後は契約栽培や大規模園芸化などによる量の確保及び配送と受入れ体制の調整などの検討が必要です。
- ・生産者と消費者を結ぶ交流、啓発促進については新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種イベントが中止となりました。イベントを開催するだけでなく、ホームページ等を活用して「情報を伝える・届ける・共有する」取組が必要であり、情報発信については課題が残りました。

【基本目標】

「地域の資源を活用しながら食と農林水産に関する経済をつなぐ」

《数値目標》

学校給食における地場産物の使用割合 30%

【第4次における施策の方向性】

- ◇基本方針1：生産 ～安全で安心な農林水産物の供給～
- ◇基本方針2：加工 ～地域農産物のフル活用～
- ◇基本方針3：流通・販売 ～地域内流通の仕組みづくりと販路の確保～
- ◇基本方針4：普及 ～生産者と消費者の相互理解の促進～

基本方針1：生産 ～安全で安心な農林水産物の供給～

(1) 担い手の育成・確保

○地域の農林水産業を担う多様な担い手の確保

- ・農業協同組合や農業振興公社等と連携し、新規就農者の確保・育成と担い手のスキルアップを支援します。
- ・企業の農業参入の促進等、意欲ある担い手の確保に取り組みます。
- ・現役生産者からの技術継承、ほ場等の第三者移譲、ほだ木の切り出し、提供など、生産者・地域・企業がそれぞれの役割をもち、地域全体を巻き込んで地域連携型しいたけ栽培体制づくり（モデル事業）に取り組みます。
- ・意欲ある新規漁業就業者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するために、漁協や漁業者と共に各種支援を行います。
- ・漁業や補助事業の情報を市内外へ発信し、就業希望者を確保します。

《数値目標》

	令和5年実績	令和11年目標
新規就農者数 ※調査対象期間 1/1～12/31	16人/年	20人/年

	令和5年度実績	令和11年度目標
原木乾燥しいたけ生産者数	56人	58人

	令和5年度実績	令和11年度目標
支援した漁業就業希望者（累計）	12人	14人

(2) 産地の育成・強化

○産地の育成・強化

- ・農地の集約化や生産作物の複合化による生産体制の強化や集落営農の推進など、地域の実情や特色に合わせた体制づくりを進めます。
- ・国中基盤整備地区での園芸生産の導入支援と組織化、共同化を推進します。
- ・原木乾燥しいたけをはじめとした特用林産物の生産振興は、林家の安定した収入源の確保となり、島内に豊富にある広葉樹の活用と森林の更新にも寄与することから、生産量の増加に向けて生産者の育成や生産技術の向上に取り組みます。
- ・漁業者や企業、大学・研究機関等と連携して海洋深層水を活用したコンブやウニなどの促成養殖技術の確立に取り組みます。

(3) 農地の有効活用

○農地の集積・集約

- ・農地の集積・集約化を進め経営の効率化を図り、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、「地域計画」に基づいて推進します。
- ・新規就農者や規模拡大を目指す農業者が効率的に農地の借受けができるよう農地情報を共有するとともに、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を支援します。

(4) 安全・安心の確保

○食の安全な農林水産物に対する正しい理解の啓発

- ・農業者に対しては、適正な農薬使用や耕畜連携による畜産堆肥を活用した土づくりの推進を図ります。
- ・消費者に対しても、地域で生産された農林水産物の安全性や、減農薬栽培等による付加価値がついた農産物に対する正しい理解の啓発を行います。
- ・漁業者や水産加工業者、流通業者に対しては、水揚げされた水産物の品質・衛生管理の意識を高めるための取組を進めます。

○安全・安心な農林水産物の生産拡大

- ・生きものを育む農法や環境保全型農業等の取組を推進します。
- ・農林水産物を安定的かつ継続的に供給するため、認定農業者をはじめとする担い手や、新規就農者及び新規漁業者を育成・確保するとともに、高齢者や女性など多様な担い手を確保し、その経営の安定化と活躍が図られるよう支援します。



基本方針２：加工 ～地域農産物のフル活用～

(1) 地域産品のブランド化

○「朱鷺と暮らす郷」の普及・販売促進

- ・生きものを育む農法により栽培された佐渡産ブランド米「朱鷺と暮らす郷」について、普及と販売促進を進めます。



○「サドメシラン店舗」の認定

- ・佐渡産食材を積極的に取り扱っている飲食店や小売店を「サドメシラン認定店」として市のホームページ等で広く周知し、佐渡産食材の積極的な利活用に寄与するよう努めます。

≪数値目標≫

	令和５年度実績	令和１１年度目標
サドメシラン認定店舗数	125 店舗	180 店舗

○地域ブランドの展開

- ・世界農業遺産や生物多様性ブランドの活用を通じて、佐渡産農産物のブランド価値を高めていきます。
- ・世界農業遺産ブランドを証明するマークとして、「トキと共生する佐渡の里山」のブランドマークの活用を推進するため、広く PR 活動に取り組みます。
- ・オーガニックモデル事業の確立を行い、新たな分野での地位確立を目指すことで佐渡の魅力向上につなげます。
- ・全佐渡乾しいたけ品評会や講演を含んだ研修会の開催により、生産者の品質に対する意識づけや、さらなる技術研鑽と意欲向上を図ります。
- ・佐渡海洋深層水を利用した蓄養・養殖を推進し、水産物の市場流通量が減少する夏季に付加価値の高い水産物の流通量の増加を図ります。
- ・魚の血抜きや神経締め処理などの鮮度保持や新たな加工品開発によるブランド化を推進します。



(2) ６次産業化の促進

○６次産業化と農商工連携の推進

- ・地域資源の活用、企業間連携及び農商工連携による市内経済循環の仕組みを構築します。
- ・農林漁業者が生産から新たな商品の加工・販売まで一体的に取り組む、６次産業化を支援します。

基本方針3：流通・販売 ～地域内流通の仕組みづくりと販路の確保～

(1) 消費拡大に向けた販売・流通体制の構築

○直売所等との連携

- ・食品ロスや農家の所得向上のため、農家の EC サイト等への出品支援や規格外農産物の取り扱いの拡充を図ります。
- ・「直売所 新鮮空間よらんか舎」を中心に、直売所等との連携を図ります。

○小売店での地産地消の推進

- ・漁業者団体と加工事業者やネット販売事業者、学校給食センター等との連携強化を推進します。
- ・佐渡産品の既存ルートの継続的販売に加え、新たな販売網の確保に取り組みます。

○広域連携による取組

- ・物産品の販路拡大を目指し、首都圏や海外をターゲットとしたプロモーションやバイヤーとのマッチングなどを強化します。
- ・新たな販路開拓や利用促進を図るため、新潟県及び姉妹都市等との広域連携を活用し、積極的な情報交換や集客力のあるイベント等を通じて広く情報発信を行います。

○地域内流通の仕組みづくり

- ・学校及び保育園給食への安定供給を可能とし、生産者の意欲向上とやりがいにつながるよう新たな仕組みづくりに取り組みます。

(2) 地産外消の推進

○多様な主体と連携した地産外消の推進

- ・販売流通網の整備を行い、生産者等の所得向上を図ります。
- ・佐渡産ブランド米「朱鷺と暮らす郷」など地場産品の販売を促進するため、生産者をはじめ農業協同組合、民間流通事業者、市場など地域活性化パートナーと販路拡大、開拓に取り組みます。

(3) 学校・保育園給食等における地場産物の使用拡大

○学校・保育園給食等における地場産物の使用拡大促進

- ・地場産物の使用拡大のため、生産者・直売所・民間流通事業者・栄養士・調理員等で現状と課題の洗い出しを行い、実現可能な具体的方法を検討していきます。

基本方針４：普及 ～生産者と消費者の相互理解の促進～

(1) 農林水産業とふれあう場の創出

○地産地消等を学ぶ場の創出

- ・新潟県では、農林漁業や郷土文化に関する技能を持ち、体験指導を行える方を「にいがた『なりわいの匠』」（農村漁村体験インストラクター）として県知事が指導者に認定する事業に取り組んでいます。『なりわいの匠』を活用し農業体験や料理教室等を通じて、農林水産業や地産地消を学ぶ取組を支援します。

(2) 食育の推進

○食育を通じた地産地消の取組

- ・市内の保育園や小・中学校での食育プロジェクトを進め、本市の豊かな自然と地域資源への理解を深めるなど、食の安全安心について啓発します。また、首都圏等の小学校においても展開を図ります。
- ・無農薬無化学肥料栽培米や有機野菜による安全で質の高い給食の提供及び地産地消を図り、幼児期からの食育を推進します。
- ・地域や学校・保育園給食等において、郷土料理や行事食を積極的に取り入れ、次世代へ継承することを推進します。
- ・小・中学校の児童・生徒、保育園の園児と生産者との交流会等の実施により、食と農への理解を促進します。

「地産地消推進計画」と「食育推進計画」とは、それぞれを補完する計画であることから、「食育推進計画」（計画期間：平成 28 年度から令和 7 年度）の見直しに合わせ、本計画も必要に応じて見直しを行います。

【資料】

用語説明

い	生きものを育む農法
	農薬や化学肥料を削減するだけでなく、水田とその周辺の生きもののための生息環境を作り出す農法
お	オーガニックモデル事業
	有機農業の生産から消費まで一貫した取組を進める事業
こ	国際水準 GAP
	農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと
さ	サドメシラン
	佐渡産の食材を積極的に取り扱う飲食店等を認定することで、佐渡産食材の販路拡大と、佐渡ファンをつくる取組
さ	さどまるしえ
	安心して佐渡の産地直送品が買い物できる佐渡の産直ネット
し	実需者
	実際に消費する商品やサービスを購入する人のこと
す	スマート農業
	農業生産の効率化や品質向上を目的として、AI や IoT、ロボット技術などの先端技術を導入する取組
せ	世界農業遺産（GIAHS：ジアス）
	国際連合食料農業機関が 2002 年に開始した仕組みで、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業（林業、水産業を含む）や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観などを全体として認定し、その保全と持続的な活用を図るもの
た	ダンボールコンポスト
	ダンボール箱に土壌改良材を入れ、生ごみを分解し、堆肥にする生ごみ処理容器のこと
ち	地産地消
	地域で生産された農林水産物を、その地域で消費する活動のこと
ち	地域計画
	地域農業の将来のあり方を示した計画。農業者や地域の住民が話し合い、農地の集積・集約化の方針や将来の農地利用を検討して策定

て	手前の商品から取ってねカード
	食品ロス削減に向けた取組を推進しており、すぐに食べる時は並べられている商品を手前から取る取組を推奨
て	伝統料理レシピ集さどごはん
	佐渡各地に伝わる伝統料理（郷土料理）を1冊にまとめたレシピ集
と	朱鷺と暮らす郷づくり認証制度
	安全でおいしい佐渡米を認証する制度であり、農薬や化学肥料を減らし、「生きものを育む農法」で栽培されたお米を対象としている
な	なりわいの匠
	新潟県内の農山漁村地域で培われた高度な技能を有する人材を指し、知事が認定するもの
ね	ネイチャーポジティブ宣言
	ネイチャーポジティブとは、自然生態系の損失を食い止め、回復させることであり、企業や団体が自らの活動内容を表明する宣言のこと
は	半農半X
	農山漁村や農業への関心の高まりもあり、別の仕事をしながら農業をすることや、短期・短時間の就業先として農業に携わる動き等のこと
り	林家
	農業センサスなどの統計調査において、1ヘクタール以上の山林を保有するもの
ろ	6次産業化
	農林漁業などの1次産業と、製造・加工などの2次産業、販売などの3次産業を一本化して、新たな付加価値を生む出す取組
E	EC サイト
	インターネット上で商品やサービスを販売するウェブサイト
S	SDGs
	世界中の人々が幸せに暮らせるようにするための目標。2015年に国連サミットで採択され、2030年までに達成することを目指している。

【参考】

和暦表記と西暦標記の対照表

和暦	令和 7 年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年
西暦	2025 年	2024 年	2023 年	2022 年	2021 年

和暦	令和 2 年	令和元年 (平成 31 年)	平成 30 年	平成 29 年	平成 28 年
西暦	2020 年	2019 年	2018 年	2017 年	2016 年

和暦	平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
西暦	2015 年	2014 年	2013 年	2012 年	2011 年

和暦	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年
西暦	2010 年	2009 年	2008 年	2007 年	2006 年

和暦	平成 17 年	平成 16 年	平成 15 年	平成 14 年	平成 13 年
西暦	2005 年	2004 年	2003 年	2002 年	2001 年